

規格・基準等の事前意図公告

〔 この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

電波法施行規則等の一部改正について

2 対象品名

sXGP 方式のデジタルコードレス電話

3 趣旨及び目的

2017 年に 1.9GHz 帯の免許不要のデジタルコードレス電話の無線局として、TD-LTE 方式（5MHz システム又は 1.4MHz システム）の sXGP（shared eXtended Global Platform）方式が制度化され、その後、広く普及している携帯電話端末を子機として使用可能な 5MHz システムについて、実機を用いたトライアルの実施など、商用サービス開始に向けた取り組みが加速化している。

一方で、5MHz システムで使用可能な周波数は 1 キャリアしかいないため、自営 PHS 方式と近接した場所においては、キャリアセンスにより自営 PHS 方式の制御キャリアを検出し、親機が停波する可能性がある等の運用上の懸念が生じているため、複数波運用による可用性の確保と IP マルチメディアサービスでの利用拡大のため、使用可能な周波数の拡張が求められているところである。

本検討は、こうしたニーズ等をふまえ、sXGP 方式のデジタルコードレス電話について技術的条件の改正を行うものである。

4 施行予定日

令和 2 年 1 1 月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電話：03-5253-5895

6 意見提出期限

WTO 事務局から配布された後 60 日間